

アサリの産地偽装対策に関する意見書

本県のアサリ漁獲量は、昭和52年に65,732トン記録し、全国の約4割のシェアを誇る全国随一のアサリ生産県であった。しかし、その後は減少の一途を辿り、令和2年の漁獲量はわずか21トンにとどまっている。

このような中、今年1月、全国の店頭で「熊本県産アサリ」と称するものが数多く並んでいるとの報道がなされた。また、2月には、農林水産省が実施した産地表示に関する販売実態調査においても、同様の結果が示された。

今回のアサリの産地偽装は、本県の農林水産物全体の信頼を大きく揺るがすだけでなく、全国の消費者に対する背信行為であり、本県が掲げる食の安全保障を脅かす極めて重大な問題である。

本県では、産地偽装が疑われる事例の情報収集に取り組むとともに、本県産であることを確実に保証する仕組みを構築するまで出荷をしない「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」を行い、熊本県漁業協同組合連合会と連携し、この危機的状況の打破に向け取り組んでいる。

今後、アサリの産地偽装の根絶を図っていくうえで、食品表示法に基づく厳正な対処、輸入アサリの複雑な販売・流通経路の実態把握と取締体制の整備、及びトレーサビリティ制度の構築は不可欠なものである。

よって、国におかれては、アサリの産地偽装の根絶に向け、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 小売店での販売状況だけでなく、全国的な流通経路を把握する調査を実施・公表し、違反事案については、直ちに厳罰をもって臨めるよう監視体制の強化等に関し関係省庁が連携して取り組むこと。
- 2 アサリの原産地表示について、他の魚類のように大きさで成育年数の判別が困難であることから、現行の「長いところルール」の適用から除外すること。
- 3 漁獲、流通、販売までの間、食品表示法による原産地表示の根拠となる書類の保存を義務化するなど一貫して的確に把握できるようなトレーサビリティ制度を構築するとともに、トレーサビリティに取り組む事業者等への支援を行うこと。
- 4 有明海・八代海のアサリ資源の回復に向けた取組みへの積極的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年2月18日

熊本県議会議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
農林水産大臣	金子原二郎様
内閣府特命担当大臣	若宮健嗣様

(消費者及び食品安全)